

新見市運送事業者緊急支援金

普通貨物自動車

5万円/台

小型貨物自動車

1万円/台

対象要件

- ・令和7年4月1日時点において、市内の本店又は営業所で運送事業を営む事業者のうち事業を継続する意思がある者
- ・交付対象車両（被牽引車を含む）は、使用の本拠の位置を市内に置いてあるものとする。
- ・令和6年以前から事業収入（売上）を得ていること。
- ・令和6年分の確定申告をしている者又は法人税確定申告をしている者
- ・新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成24年新見市条例第28号）第2条に規定する特別措置の対象とならない者
- ・運送事業者の代表者、役員、使用人その他の従業員もしくは構成員等が新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第32号）第2条第3号の規定に該当しないこと。
- ・令和7年4月1日以降、新見市運送事業者緊急支援金交付要綱により支援金を受けていないこと。

申請方法

支援金の給付を受けようとする方は、令和7年6月30日までに新見市運送事業者緊急支援金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて新見市商工観光課へ提出してください。

- ・新見市運送事業者緊急支援金 交付対象車両一覧（様式第2号）
- ・令和6年分の確定申告書第一表の控え又は法人税確定申告書別表一の控え
- ・交付対象車両の自動車検査証記録事項の写し
- ・運輸局からの自動車運送業の許可書、更新許可書、運輸局への許可申請書、届出書等(控え)のいずれかの写し
- ・誓約書（様式第3号）
- ・納税等状況調査同意書
- ・新見市運送事業者緊急支援金請求書（様式第6号）
- ・支援金振込先口座が確認できる通帳等の写し

申請様式は新見市のホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】 新見市産業部 商工観光課 商工労政係 0867-72-6137

